

第8章 整備

第1節 整備の方向性

史跡の本質的価値を確実に保存するために適切な整備を行う。そのうえで史跡を有効に活用するための整備を行う。整備にあたっては、史跡の主体的な時期である縄文時代晩期を整備対象時期とし、史跡下布田遺跡を特徴づける、特異な墓制と祭祀空間という集落構成のあり方、府中崖線沿いに展開する立地環境、武蔵野の里山の面影を残す豊かな自然環境などを感じられる整備とする。また、史跡の維持管理と活用の拠点として、現在郷土博物館分室がある史跡隣接地に新たにガイダンス施設を設ける。

史跡の現状として、指定地の公有化率は約93%に達しているが、残された民有地3筆のうち2筆は指定地のほぼ中央部分に位置しており、史跡の一体的な整備の妨げとなっている。また、集落の全容が未解明なこともあり、整備事業は段階的なものとする。

第2節 整備の方法

1 保存管理のための整備

遺構の保護・保存を目的とした整備を実施する。台地部は発掘調査の成果を基に、地下遺構を保護するため遺構確認面の深さに応じて盛土を施す。特に史跡地北部の方形配石遺構周辺は、現地表面から遺構確認面まで深度が浅いため、十分な保護措置を施す。その際は縄文時代の微地形の維持に努めることとする。また、遺構が確認されている区域に植栽する際は、根系による遺構への影響がないように適切に処置する。

崖線斜面部から低地部にかけては、府中崖線が残された、市内で唯一と言える貴重な区域である。この自然地形を保護するため十分な措置を施すものとする。

2 公開活用のための整備

史跡下布田遺跡における活用の基本方針は、史跡の本質的価値を学ぶ場として、豊かな自然環境を利用して縄文時代の生活を体感する場として、市民の憩いの場・活動の場などとして活用することを目指している。整備事業においては、これら活用の基本方針に則した整備とすることが重要である。また、活用事業の拠点となるガイダンス施設や駐車場、解説版、休憩施設を設ける。

整備にあたっては、史跡地をその目的や用途に合わせて、以下のとおり地区区分する。

(1) I地区

重要遺構が検出された区域で、方形配石遺構や石棒集積遺構、晩期遺物集中域が検出された史跡地北西部の台地低位面と、合口土器棺墓や配石埋嚢墓が検出された史跡地北東部の台地高位面を対象とする。検出遺構を復元展示もしくは平面表示し、解説板等を設置する。縄文時代晩期の下布田遺跡に

おける特異な墓制と祭祀空間という集落構成のあり方が感じられるような整備を行う。また、遺構が未検出もしくは遺構の分布が希薄な区域については、体験学習や憩いの場など多目的な利用が可能な広場として整備を行う。

(2) II地区

台地縁辺部から多摩川低地部にかけての区域で、集落の立地環境や、縄文時代の植生や自然環境が体験できるような整備を実施する。現状の樹木等に愛着を感じている人も多く、史跡地は市民に親しまれた景観として存在していることから、現状の樹木を活かしつつ、外来種や地下遺構に悪影響を及ぼす可能性のある樹木を伐採するとともに、縄文時代の景観に則した樹木を適所に植栽する。

(3) III地区

史跡地に隣接する区域で、史跡の維持管理や活用事業の拠点となるガイダンス施設、駐車場、便益施設等を設ける。ガイダンス施設は、史跡の概要が理解できる展示室のほか、体験学習室、休憩室、管理室などの機能を備えるものとする。また、ガイダンス施設に併設して、体験学習の際の作業スペースとして利用できる広場を設ける。

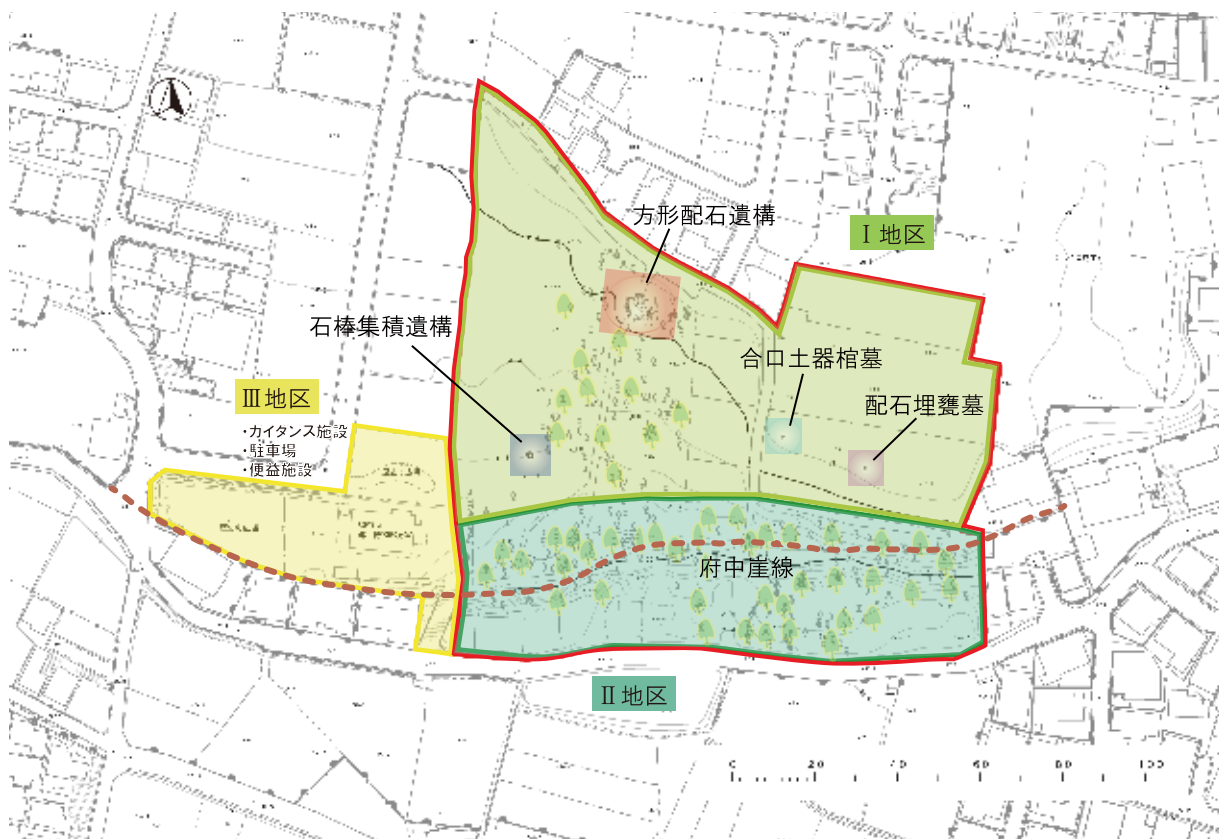


図 18 整備地区区分図

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡の適切な保存と有効的な活用のために必要な運営体制を整備し、その拡充を図る。

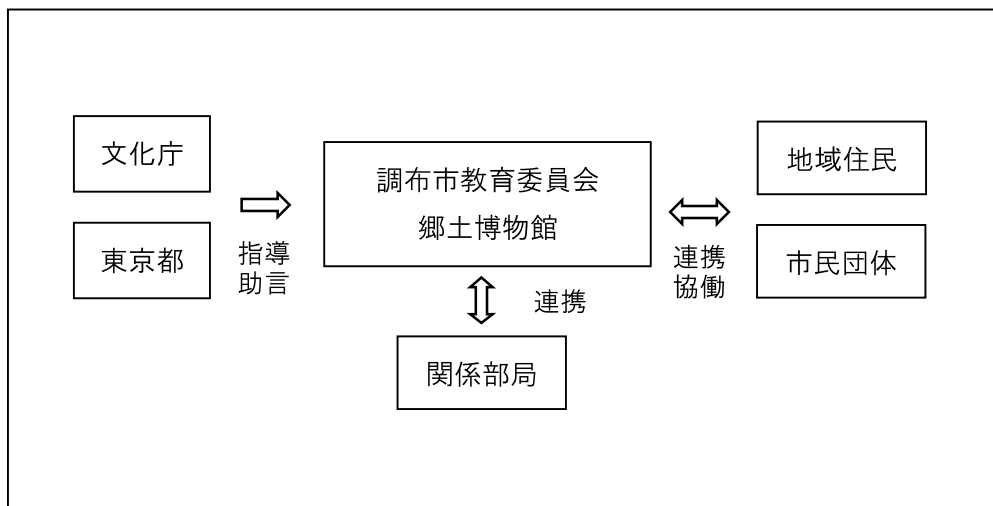
庁内関係部局との連携による管理運営体制を整えるとともに、将来的に史跡の管理運営への市民参加を目指して、関係団体との連携強化や市民ボランティアの組織化・育成など体制の拡充を図る。

第2節 方法

調布市は、管理団体として史跡の管理・運営を行う。史跡の保存、活用、整備にあたっては、国や東京都の指導・支援のもと、市教育委員会が主体となり、庁内関係部局と調整・連携を図り、全庁的な取り組みとして推進する。

また、史跡の保存・管理に関しては、市だけでなく地域住民、市民の協力が不可欠である。地域団体や市民団体など関係団体と連携を強化するとともに、市民ボランティアを組織化し、その育成を図ることで、将来的に、史跡の管理運営に市民が参加できるような取り組みを進める。

史跡を次世代へ確実に継承していくためには、学校教育との連携は重要である。子どもたちが史跡に対して関心や興味を抱き、親近感を感じるように、近隣の小中学校と協力して史跡の案内板や活用事業の広報チラシを作成するなど、史跡の管理運営への参加を促し、将来の史跡保存・活用の担い手の育成を図る。



第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

史跡下布田遺跡の保存・活用に向けた各施策を確実に実施していくにあたり、本計画の最終目的範囲は、現在の史跡指定地に加え、今後保護を必要とする範囲も含むため、短期間に実施すべき施策（短期計画）と中・長期的な展望のもとに実施すべき施策（中・長期計画）に区分して、段階的に取り組むこととする。

表 8 実施計画

項目	短期（～平成 36 年度（2024））	中・長期
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 第 I 期整備のための発掘調査を実施する。 既往調査の調査成果に基づく資料整理や調査研究を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の追加指定やその後の整備のための発掘調査を継続的に実施する。
追加指定	<ul style="list-style-type: none"> 今後保護が必要となる範囲について、将来的に追加指定を目指す。 	
公有地化	<ul style="list-style-type: none"> 指定地内に残る民有地の公有化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加指定後、新たに指定地となった民有地の公有化を目指す。
整備	<ul style="list-style-type: none"> 第 I 期整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：第 II 期整備（指定地のうち第 I 期整備の際、未着手の区域と、新たに指定地となった区域） 長期計画：第 III 期整備（追加指定により新たに指定地となった区域）
活用	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の価値や魅力を高めるための調査研究を推進し、その成果を広く周知する。 史跡の本質的価値を学ぶ場として活用する。 豊かな自然環境を利用し、縄文時代の生活を体感する場として活用する。 学校教育や生涯学習活動と連携した取り組みを進める。 市民や来跡者の憩いの場、活動の場として活用する。 	
運営・体制	<ul style="list-style-type: none"> 調布市教育委員会が主体となって管理運営を行う。 国・都・市関係部局との連携体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営への市民参加を目指し、関連団体との連携やボランティア団体の組織化を図る。

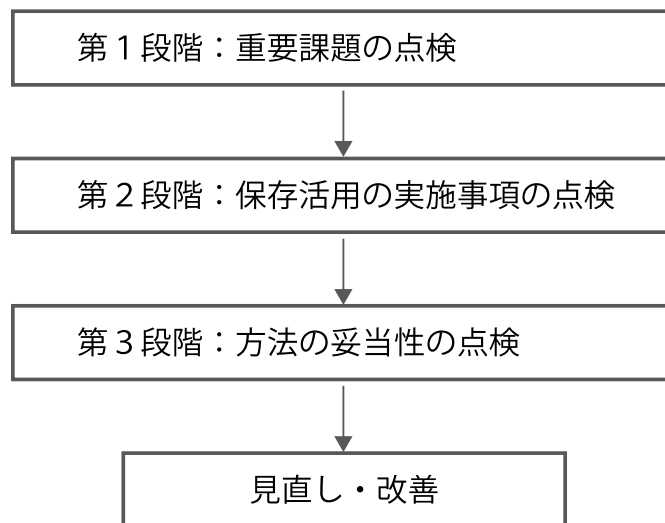
第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡の適切な保存と有効的な活用は、一時的なものではなく、将来にわたって継続して取り組む必要がある。その過程において自主的な経過観察を定期的に行うことで、当初の理念に立ち返り、現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。こうした経過観察は、史跡の管理責任者である調布市教育委員会が主体となって実施する。経過観察における点検・分析の結果は、中・長期計画実施の際に保存、活用、整備、運営・体制の計画の修正・改善に有効であり、さらに史跡再整備の指標となる。

第2節 方法

保存、活用、整備、運営・体制の各々の点検・分析を、下図のとおり三段階に設定する。



第1段階 重要課題の点検

保存活用の理念に対し、各項目についてどの程度達成できているか確認することで、現状を把握し、目標を明らかにする。

(1) 保存・活用の基本方針

- ・貴重な史跡を将来にわたり確実に保護し、次世代へと継承する。
- ・広く史跡の価値を共有し、積極的な保存・活用を目指す。
- ・自然環境を活かし、縄文時代の人々の営みが身近に感じられるような史跡の整備・活用を目指す。
- ・地域住民や市民、来訪者にとって憩いの場・交流の場となるような史跡の整備・活用を目指す。

- ・史跡の確実な保存と積極的な活用、史跡の本質的価値を踏まえた整備のため、市民と協働し、関係部局と連携した管理運営体制を整える。

重要課題を点検する際、基本方針に対し、各項目がどの程度達成できているか、5段階（高い、やや高い、普通、やや低い、低い）で判断する。

第2段階 保存活用の実施項目の点検

基本方針の実現に向けて、何をどのように取り組んでいるのか、保存、活用、整備、運営・体制の項目ごとに実施事項を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを確認する。

第3段階 方法の妥当性の点検

第2段階の実施項目が円滑に進められているかなどの妥当性を確認する。